

# 兵高教組 2023年9月8日 人勧速報 No.1 調査情報07号

兵庫県高等学校教職員組合調査部  
TEL : 078-341-6745 FAX : 078-351-3185  
URL : http://www.hyogo-kokyoso.com  
mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

2023 第1回 人事委員会交渉

例年ならば勧告時期は 10月上旬

## 物価高に対応したすべての教職員の生活改善につながる勧告を

教職員未配置の解消・再任用制度の改善・会計年度任用職員に勤勉手当に相当する額の手当支給を！

9月6日(水)、高教組は兵庫教組とともに県人事委員会勧告に向けた要求書を提出して、今年度の第1回人事委員会交渉をもちました。

高教組 赤松弘基書記長は、教員のなり手不足や未配置問題の根幹は「低賃金」「長時間過密労働」にあるとし、物価高騰に賃金引き上げが追いついていない現状を示しながら、すべての教職員の生活改善につながる賃金引き上げの勧告を求めました。

次回交渉は9月22日(金)の予定です。



### 私たちの要求を反映した勧告・報告に

組合側から、両書記長が今年度の人事委員会勧告に向けての要求書の趣旨説明をし、続いて参加者から勧告に対する要求を伝えました。(要旨)

- 国は2年連続の引き上げ勧告も、中核を担ってきた「中高年齢層」に恩恵が少ない。「55歳昇給停止」を廃止するなど高齢層の賃金改善を求める。
- 来年4月には同じ仕事をして10割の現役、7割の定年引上げ者、6割の暫定再任用者と賃金が違うのは問題。一時金の支給月数の差も改善を。
- 再任用教諭は6割、管理職は8割もおかしい。
- 再任用だが職場の若手に給料表を見せたら愕然としていた。将来不安を解消し若者に希望を。
- 教職員未配置は昨年よりも深刻な状況となっている。昨年の「未配置が多忙化の一因」からさらに踏み込んだ勧告をお願いしたい。
- 産育休のための先読み加配が導入されたが対象が5月1日～なのは近畿でも兵庫だけだ。4月1日から加配になるよう改善を求めたい。
- 自動車通勤の手当は2004年度の改定から約20年変わっていないが、その間ガソリン代は65%も上昇してる。通勤手当の改善をお願いしたい。
- 会計年度任用職員の給与改定についても4月

遡及すべきだと考えるが、人事委員会の見解を。

- 介助員の専門性を尊重し、支給されていない勤勉手当に見合う処遇改善を。また職務中の怪我也も病休制度がないために年休を取らざるを得ない状況。特別支援の新設校のバス添乗は民間委託ではなく、雇用の確保を。
- 非常勤講師は給特法の対象外で、時間外労働が発生した場合は残業代が出るはずだが見解を。
- 教員未配置によって子どもたちに適切な教育ができない。職場はどこもギリギリの状況。定員数と待遇をセットで改善する必要がある。
- 地域手当が低い地域には転勤希望者が少なく、初任や2校目が回され現任校の平均年齢は29歳。地域手当の格差が、そのまま教育格差につながっている。地域ごとの不公平を無くすため、地域手当全県10%の支給を求める。

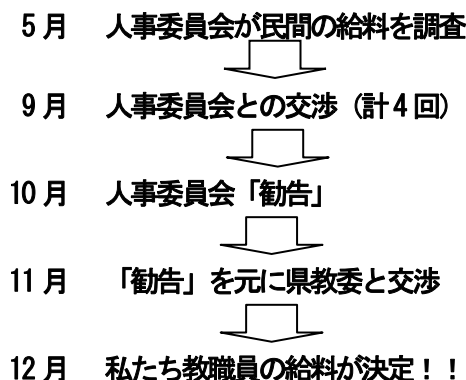
### 古川事務局長からの回答

古川事務局長の回答の主なもの(要旨)

- ◇8月7日の人事院勧告は、県人事委員会勧告の前提となる重要なものである。月例給・一時金とも2年連続の引き上げの勧告となっている。
- ◇現在、公民較差等を精査中。個別の項目に具体的に回答できる段階でない。要求は、現場の実

### <人事委員会が果たす役割>

#### 私たち教職員の給料決定までの流れ



#### そもそも「人事委員会交渉」とは??

教職員組合には労働基本権が制約されています(ストライキなど)。そのため、制約されている代わりとして「人事委員会」が労使の間に入り、様々な調整を行います。

公務の賃金は民間企業の賃金(民間は春闘を経て4月から給料が改定)が毎年反映され改定されます。

国(国家公務員)の場合は「人事院」が4月時点での民間給与実態調査をおこない8月に勧告(民間と比較して「公務賃金を上げなさい/下げなさい」

情を踏まえた切実な声に基づくものと認識。趣旨を踏まえ、中立かつ公正な第三者機関としての使命が果たせるよう適切な勧告を検討していきたい。

#### 現場の教職員に寄り添い勇気づける勧告を

最後に高教組 中村太朗委員長がまとめのあいさつをおこないました。(要旨)

○昨年は勧告での「教員未配置問題も教職員の多忙化の一因」との言葉が、介助員生活学習支援員の報酬面での改善や業務支援員の拡充、また先読み加配の高校への拡充などの実現に大きな役割を果たした。改めて大変感謝している。その意味でこの場合は人事委員会との信頼関係の上に成り立っていると考えている。その一方、2018年には人事委員会が知事の要請を受け公民比較方法の変更し、私たちの県行革カット分の回復が無きものにされてしまったことは、今でも受

「休暇制度を改善しなさい」等)を出します。

兵庫県でも4月時点での民間給与実態調査をおこない、8月の国の人事院勧告を参考に10月初旬に人事委員会勧告を出しますが、この人事委員会勧告で出された内容をベースに、11月に県教委と教職員組合で交渉をおこない、最終的に私たちの賃金が決定します。

そのため、10月の「人事委員会勧告」に向けて、私たちの要求がどのように内容に盛り込まれるかが、決定的に重要です。

私たち教職員組合は9月から10月初旬にかけて計4回程度の「人事委員会交渉」をおこない、人事委員会に対して、現場の問題点や制度上の課題、働く上で改善すべき点を訴え、勧告に反映されるよう訴えています。

昨年は全国の自治体で唯一「教員未配置問題も教職員の多忙化の一因」と勧告で言及され、それを根拠に県教委と交渉をおこない、私たちの賃金や休暇制度等の処遇が大きく改善され、全国でも注目を集めることとなりました。

け入れられないし、早急に改善していただきたいと強く思い続けている。

○この審理室に掲げられた「公平」という文字。その本当の意味を今一度考えていただき、私たちに寄り添い、勇気づける「勧告」を出していただくことを強くお願いしたい。

#### 2023 確定闘争 第1波学習決起集会(賃金学習会)

9月18日(月・休)13:30~16:00

中央区文化センター1103(オンライン併用)

◇学習「22対県確定交渉における到達点と残課題(仮題)」

◇「私と対県確定」リレートーク、行動提起と意志統一

**人事委員会宛の要求署名  
[団体署名]の集約を急ぎま  
しょう!(遅くとも9月中旬)**

**あなたも高教組へ。すべての教職員の賃金・待遇の改善のために、一緒にとりくみましょう!**